

車椅子貸出のご案内

一時的に車椅子の利用が必要な、市内に居住する方に
車椅子の貸出をします。

1. 対象者

高齢、障がいのある方、病気やけがで療養中の方
および養護者。



2. 利用期間

原則3カ月以内とします。ただし、やむを得ない事情に
より延長を希望する場合には期間満了前までに再申請することによって貸出期間を延長することが
できます。

3. 利用料

無料で貸し出しいたします。

4. 利用申込

- ①車椅子貸出申請書（様式第1号）に所要事項を記載し、白石市社会福祉協議会へお申し込みく
ださい。
- ②内容を審査し車椅子貸出決定（却下）通知（様式第2号）をお渡しします。

5. 注意事項

- ①貸出中の車椅子を破損、又は紛失したときは、速やかに本会へ報告すること。
- ②貸出中の車椅子の破損、又は紛失したときは利用者又は養護者が原則損害額を負担すること。
- ③車椅子の貸出中の事故については利用者および養護者が全責任を負うこと。

6. ご利用を制限する場合があります。

- ①営利もしくは転貸を目的としたとき。
- ②その他会長が利用を不相当と認めたとき。

●利用申込・ご不明なことについては、下記までお問い合わせください。●

社会福祉法人 白石市社会福祉協議会
白石市福岡蔵本字茶園62-1（白石市総合福祉センター内）
電話 0224-22-5210
Fax 0224-22-1571